

摂代地区地区計画

平成22年3月8日決定

■地区の概要

名称	摂代地区地区計画
位置	川西市久代5丁目の一部
区域	計画図表示のとおり
面積	約3.6ヘクタール

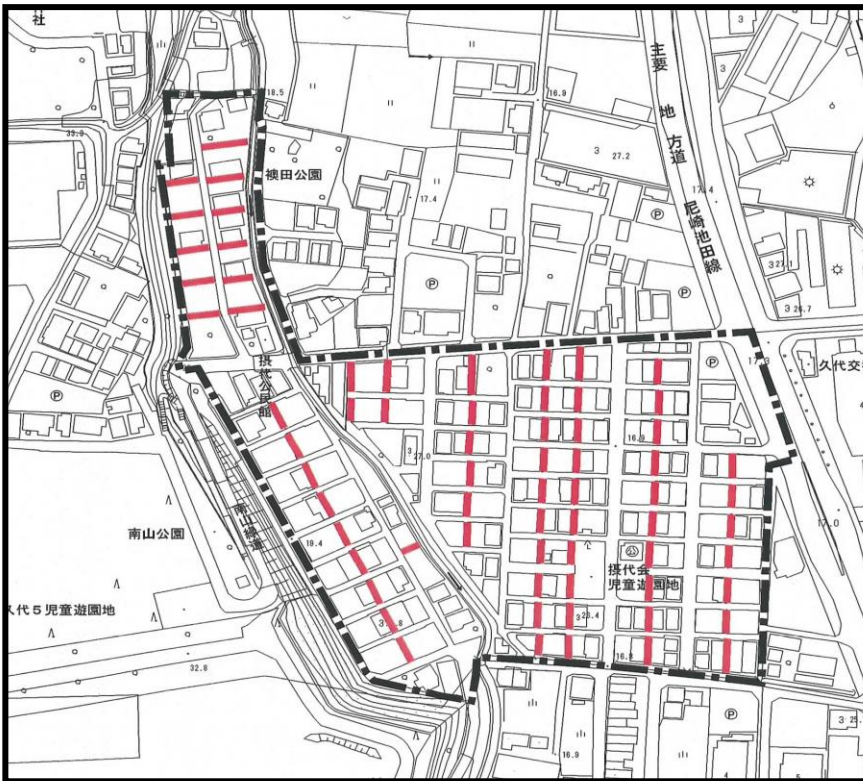
■区域の整備・開発及び保全に関する方針

地区計画の目標	当地区は、大阪国際空港の騒音対策として行われてきた移転跡地(国有地)が点在している。今後移転跡地の売却により土地利用の変わっていく事が想定される。 このため、地区計画を策定し、不良な街区の形成防止や住民が安心して良好な住環境を維持していくための土地利用を考慮した街並みを形成することを目的とする。
土地利用の方針	良好な街並み景観を形成し、魅力的な住環境の整備を図る。
地区施設の整備方針	既存道路等の有効利用を図りながら、良好な街並み環境、景観を形成するために、適切な宅地配置を確保する地区施設の配置を図る。
建築物等の整備の方針	地区の目標及び土地利用の方針に基づき、建築物の用途、規模等を誘導し、住環境と美しい街並み形成を図る。

■地区整備計画

地区施設の配置及び規模	公共空地	幅員 1.0メートル 延長 約850メートル	(計画図表示のとおり)
-------------	------	---------------------------	-------------

■計画図



凡例	— · — · — 地区計画区域
	— 地区施設(公共空地)

〔地区施設について〕

地区施設の位置	・隣地境界から各々50cmセットバックした、合計1.0mの区域となります。
地区施設における制限	・建築物を建築することはできません。(建ぺい率、容積率の算出時の面積には含まれます。)。 ・立体的空間として確保するため、地区施設内に屋根、庇の跳ね出しはできません。また、工作物等(フェンス、塀、階段、足洗い場、玄関ポーチ、その他地表面から飛び出ているもの)も設置できません。
備考	・地区計画の届出を行う際、「地区施設の表記及び「地区施設内に建築物や工作物等を設置しません」と配置図に記載してください。